相生市立矢野川中学校「いじめ防止基本方針」

平成25年12月20日策定
平成29年10月20日改訂
令和3年12月15日改訂
令和６年7月18日改訂

１　いじめについての基本的な認識

≪いじめの定義≫

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

≪参考≫

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。
いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ対応チーム等の校内組織を活用して行うものとする。

≪定義の解釈≫

○「表面的・形式的に行うことなく」とは、いじめの有無を、アンケート調査等の数値のみで判断したり、一時的な様相観察から主観的に判断したりしないこと。

○「心理的、物理的な影響を与える行為」とは、いじめの態様のこと。具体的には以下のような態様を指す。

心理的な影響を与える行為：冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことをいわれる。いやがらせやいじわる等をされる。イヤなことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられる。パソコンや携帯電話で誹謗中傷やイヤなことをされる。等

物理的な影響を与える行為：ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。等

○「いじめられた生徒の立場に立って」とは、いじめがあったという認識のもとで受容的に接するとともに、いじめられた生徒を全面的に支援することを指す。

児童生徒間のトラブルを「いじめの定義」に照らして指導するのではなく、児童生徒間のトラブルは軽微なものを含めて、常にその解消に向けて指導することが必要である。定義はあくまで調査のための指標であり、定義に左右されることなく、常に子どもの状況を見守り、よりよい人間関係を築けるよう指導していくことが必要である。

２　いじめに対する本校の基本姿勢

「**いじめは、人間として絶対に許されない**」という強い認識を持つ
「**いじめは、どの学校でも，どの子にも起こりうる**」という危機意識をもつ
「**いじめられている子どもを最後まで守り抜く**」という信念を持つ

（１）学校として、なすべきこと
①　「いじめは、いじめる側に問題がある」という共通認識を持つ。
②　教育相談活動の充実と全教育活動を通した積極的生徒指導の展開を図る。
③　家庭・地域・関係諸機関との連携を深める。

（２）教師として、なすべきこと
①　いじめを見抜く感性を磨く。
②　不安や悩みを受容する姿勢を持つ。
③　「自信」と「やる気」を引き出す授業に努める。
④　心の居場所づくりに努める。
⑤　一人一人の心の理解に努める。
⑥　いじめは許さないという学校風土をつくる。
⑦　教師間で連携・協力して問題の解決に当たる。
⑧　いじめを受けた生徒を最後まで守る。
⑨　互いに個性を認め合う学級経営に努める。
⑩　生徒や保護者からの声に誠実に応える。

３　いじめ防止のための校内組織

≪いじめの未然防止等のための組織「いじめ対応チーム」の設置≫
＜構成員＞　校長・教頭・生徒指導担当・学級担任・養護教諭
＜活　動＞
①　いじめの未然防止に関すること。
②　いじめの早期発見に関すること。
③　いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深める。
＜開　催＞
原則として月１回は定例会（兼生徒指導委員会）を開く。いじめ事案発生時は下に示された構成員による「いじめ対応チーム（緊急対策会議）」を、校長の招集により緊急開催する。

≪いじめ事案発生時に招集される組織「いじめ対応チーム（緊急対策会議）」の設置≫
＜構成員＞
校長・教頭・生徒指導担当・学年代表・学級担任・養護教諭・スクールカウンセラー
※スクールカウンセラーに関しては、勤務日の関係により、出席可能な場合のみ出席とする。
＜活　動＞
①　いじめ事案に対する対応に関すること。
②　関係機関、委員会等との連絡・調整に関わること。
③　いじめに関わった生徒の長期的なケアや他の生徒への対応に関わること。
④　いじめが再び起こらないようにするための対応に関すること。
＜開　催＞
いじめ事案発生時に校長の招集により開催。

４　いじめの未然防止に向けた取組

（１）学習指導

①　学習指導法の研修に努めるとともに、授業の質を高め基礎的・基本的学力の確実な定着を図る。

②　他と関わり合う学習形態を工夫し、学習活動を通して違いを認め合う仲間づくりを進める。

（２）道徳・人権教育

①　差別や人権問題について正しく判断する力や態度を養い、豊かな人権感覚を育成する。

②　生命の尊厳に関する認識を深めるとともに、自尊感情や人間関係力を高め，豊かな人間性を育成する。

③　インターネットを通じて行われるいじめの防止や効果的な対処について学習する機会を確保し、あわせてインターネットの正しい活用など情報モラル教育を推進する。

（３）特別活動

①　福祉活動や奉仕活動など体験的な活動を充実させ、奉仕の精神・生命を尊重する態度・思いやりの心を育てる。

②　学校行事に向けた取組を通し、成就感や達成感を味わわせるとともに、自尊感情を感じとらせる。

③　生徒会の活動方針の一つである「挨拶・返事・拍手」とタイアップして、生徒の活動のあらゆる場面でさわやかな「挨拶・返事・拍手」が響く学校作りを進める。

（４）部活動

①　生徒とともに汗を流し、毎日の練習を地道に怠りなく重ねていく指導を進める。

②　困難なことや逆境にもくじけない強い心やチームを育てる指導を進める。

（５）特別支援教育

①　コーディネーターのリーダーシップのもと、生徒の教育的ニーズを把握して個に応じた指導の充実を図り、社会の一員として主体的に生活できるよう、全力で支援する。

②　交流活動を積極的に推進し、学習や生活意欲を育て、たくましく生きる力を培う。

（６）生徒指導

①　生徒と教師の心のふれあいを深め、生徒の内面理解に基づく生徒指導の充実に努める。

②　「命の大切さ」を実感させる教育プログラムを利用し、いじめゼロをめざす。

③　生徒のよさを多面的に認めつつ、自主・自律性を培い、存在感や成就感を感じさせる。

④　スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、適応教室と連携し、教育相談を充実させる。

⑤　家庭や地域との連携を密にして好ましい人間関係づくりや問題行動の未然防止に努める。

（７）小中の連携

①　オープンスクールを含め，小学生の中学校での体験活動の機会をもち、小中の連携を深めることで、小学校から中学校への円滑な移行を促す。

②　小中が連携して児童・生徒への共通理解を深め、共通の目標課題に取り組むことで、豊かな人間性の形成や学力の向上をめざす。

③　小中の連携により、指導内容の共有を図り、一貫した指導の体制を整備する。

（8）信頼される学校づくり

① 保護者や地域へ様々な方法を用いて情報発信していく。

② 地域活動への積極的参加により地域・保護者との連携を深める。

③ 学校評価や学校評議員の意見を活用して学校運営の改善を進める。

（9）いじめ指導年間計画

以下の表で示した流れを基本として、その時の学年集団の状況等に応じて、柔軟に対応しながら、生徒たちにとってより良い「いじめ防止に係る指導」を行う。

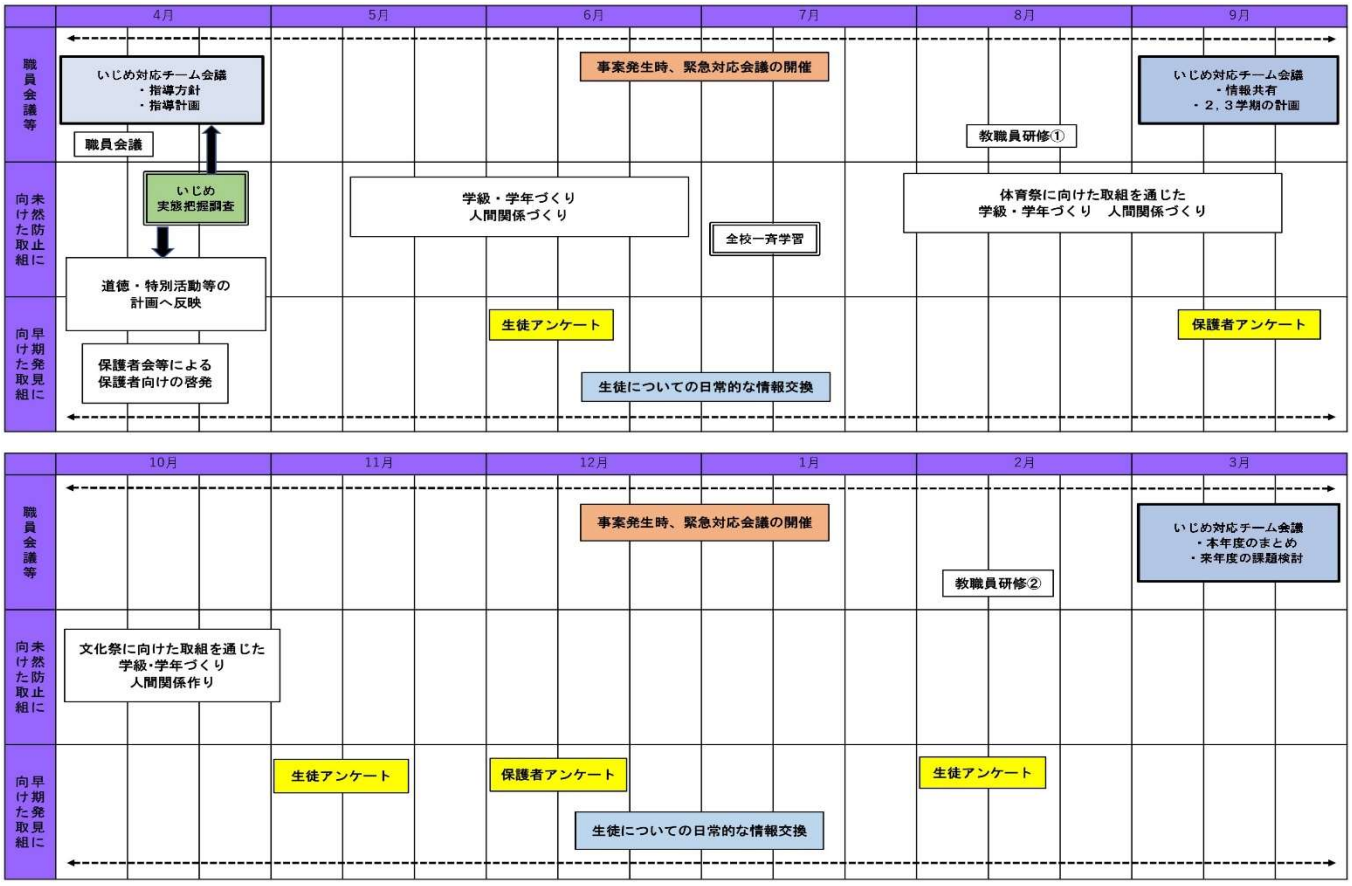

5　いじめ早期発見に向けた取組

（1）日々の観察と情報交換

① 生徒の言動等の変化。

② 日記等。

③ 職員間の日常的な情報交換。

（2）教育相談の充実

① 教職員と気軽に相談できる雰囲気作り。（カウンセリングマインド研修）

② スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用。

（3）いじめアンケート調査等の実施

① 「いじめ早期発見のためのチェックリスト」の活用。

② いじめを早期に発見するため，定期的な調査の実施。

・生徒対象アンケート調査　　年３回（６月・11月・２月）

・保護者対象アンケート調査　　年２回程度（9月・12月）

6　いじめ早期解決に向けた取組

いじめ事案が発生した場合は、全職員が一致団結して問題の解決にあたるとともに、家庭・地域・関係機関とも連携して解決にあたる必要がある。その際の取組を次に示すが、対応の流れについては、次ページのフロー図で示した流れの通り対処していくことになる。

（１）全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

① いじめを発見したときには学級担任だけで抱え込むことなく、「いじめ対応チーム」を招集して、学校長以下全ての教員で対応を協議する。

② 情報収集を綿密に行い、正確な事実確認をした上で、的確な役割分担のもと問題の解決にあたる。

③ その際、いじめられている生徒・いじめを知らせた生徒の身の安全を最優先に考え、場所･時間等慎重な配慮を行う。

④ いじめている側の生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたり、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行い、「いじめは許されない行為である」という人権意識を持たせる。

⑤ 見て見ぬふり等の行為もいじめを肯定していることを理解させ、傍観者からいじめを仲裁する抑止者への転換を促す。

⑥ いじめられた生徒、いじめた生徒ともにスクールカウンセラーや養護教諭等と連携を取りながら心のケアにあたる。

（２）家庭や地域、関係機関と連携して解決にあたる。

① いじめられた生徒の保護者へは、その日のうちに家庭訪問等で事実関係を正確に伝えるとともに、学校の指導方針を伝え、今後の対応を協議する。

② いじめた生徒の保護者へも正確な事実関係を説明し、よりよい解決を図ろうとする思いを伝えるとともに、「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し，事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。

③ 子どもの変容を図るため、どのような些細なことでも相談するよう伝えるとともに、今後の関わり方を一緒に考え、具体的な助言をする。

④ 学校や家庭にはなかなか話すことができないようであれば，「ひょうごっ子悩み（いじめ）相談」等の相談窓口の利用も呼びかける。

7　重大事案発生の対応について

（１） いじめにより生命・身体又は財産に重大な被害が生じたり、いじめにより相当の期間（年間30日が目安）欠席となったり、本人や保護者からいじめられて重大事態が発生したとの申し立てがあったりした場合、疑いが生じた時点より重大事態として調査を開始する。

（２） 教育委員会は調査する組織を教育委員会主体の調査チームによる場合か、学校のいじめ対応チームに第三者が参加する場合かを判断する。

① 教育委員会主体の調査組織による調査の場合、学校は委員会の指示のもと資料の提出など、調査に協力する。

② いじめ対応チームと第三者とによる調査組織の場合

事実関係の調査

↓

生徒本人･保護者に調査結果を知らせる

↓

市教育委員会へ調査結果を報告

↓

調査結果をふまえた必要な措置をとる

【いじめが起こった場合の組織的対応の流れ（学校全体の取組）】

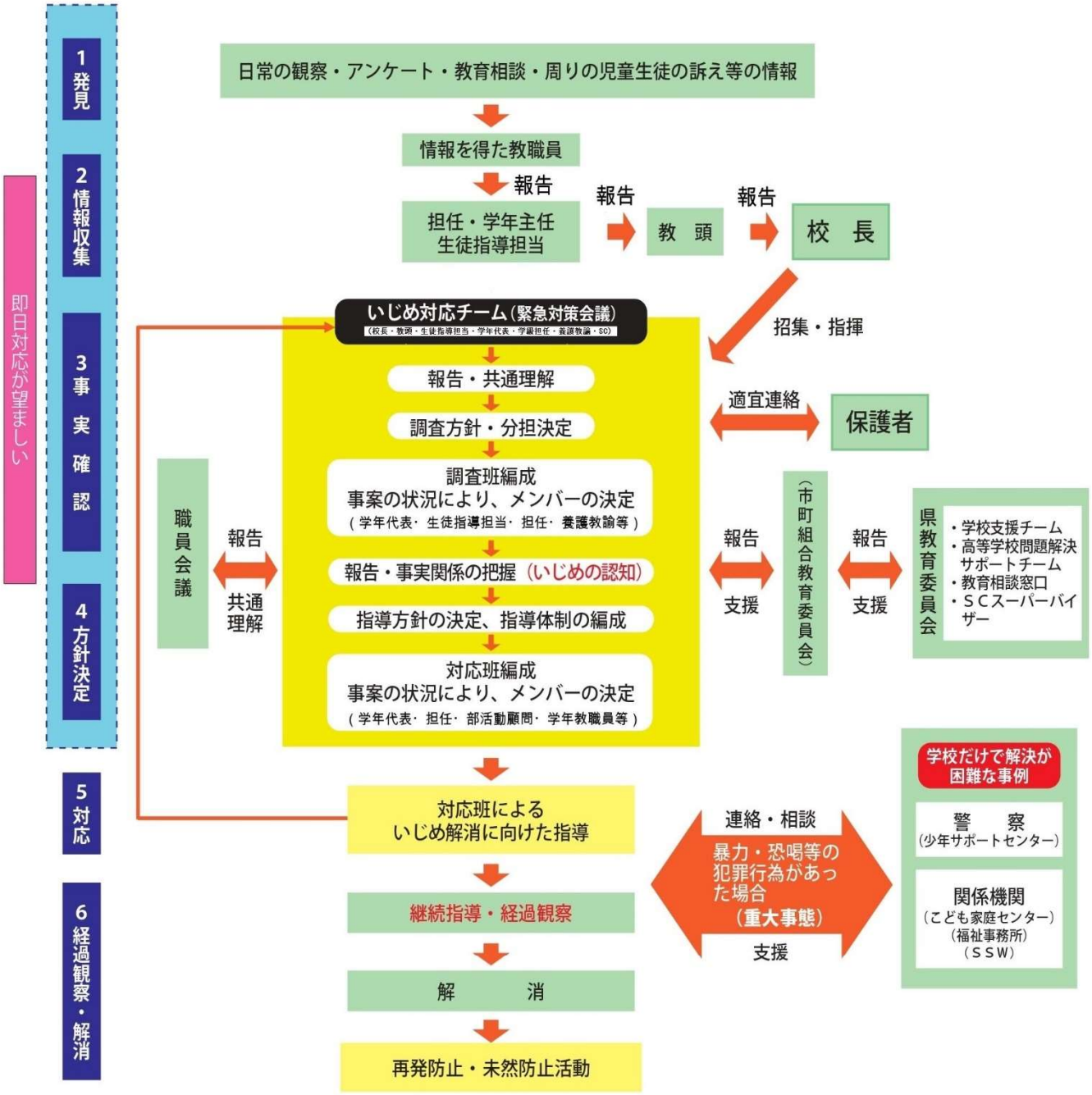

※　上記の例は、対応の在り方の基本を示しているものであり、いじめ事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応します。

※　いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とします。ただし、いじめの重大事態に該当する疑いが生じた場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合等については、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応します。

※　特にいじめ被害児童生徒及び保護者への支援については、当該児童生徒を徹底して守り通すことを伝えるなど心のケアに努めるとともに、その保護者にも今後の対応方針等を説明し理解を得ます。さらにその後も適切に情報提供します。

※　いじめの解消については、「いじめの防止等のための基本的な方針」による要件 に基づき、被害者の立場に立って慎重に判断し、解消と判断した後も再発防止に努めます。

８　ネットいじめについて

発生したいじめ事案がSNS等による「ネットいじめ」である場合も、原則として他のいじめ事案と同様に、本方針p.５の６（１）に示した対応を行うが、SNS等による「ネットいじめ」特有の対応やSNS等の書き込み削除に関する対応フロー図についてはここに示すものとする。

（１）　学校で指導すること

① 発信した情報は即座に多くの人に広まること。
② 匿名でも書き込んだ人は特定出来ること。
③ ネットの情報は違法情報や有害情報が含まれていること。
④ 書き込みが原因で、思わぬトラブルに巻き込まれ、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。
⑤ 一度流出した情報は簡単に削除出来ないこと。

（２）　機会をとらえて保護者の皆さまへ伝えたいこと

① 子どもたちのスマホなどを第一義的に管理するのは家庭であり、危険から守るためのルールを作る、フィルタリングの設定等適切な対応を行う。
② インターネットへのアクセスは個人情報の流出やネット特有のトラブルに巻き込まれる可能性があるという認識を持つ。
③ 家庭でメールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、学校へ相談する。

（３）　SNS等による「ネットいじめ」事案への学校の対応について

「SNS上のいじめ」が発見された場合、次の点に留意し、生徒への対応・指導、保護者への適切な対応を行う。また、「SNS等の書き込み削除に関する対応フロー図」を活用し、書き込みの削除を要請する。

①　被害生徒への対応

いじめられた生徒を守り通すことが重要である。

（ア）配置されているスクールカウンセラー等を効果的に活用するなど、学校における教育相談体制の充実を図り、きめ細やかなケアを行う。
（イ）毎日の面談の実施や、緊急連絡先の伝達を行うなど、被害生徒の立場に寄り添った支援を行う。
（ウ）学級担任だけで対応するのではなく、複数の教師で情報を共有して対応するなど、学校全体で「SNS上のいじめ」に対して取り組む。

②　加害生徒への対応

加害生徒が判明した場合は、加害者自身がいじめに遭っていて、その仕返しとして、掲示板に誹謗・中傷を書き込んだという例もある。そのため、被害者からの情報だけをもとに、安易に加害者と決めつけず、「SNS上でのいじめ」が起こった背景や情報について綿密に調べるなど適切な対応が必要である。

（ア）他のいじめと異なるものではなく、決して許されないものであるということについて、粘り強い指導を行う。
（イ）加害生徒に対するケアも行う。

「SNS上のいじめ」に関しては、加害生徒が軽い気持ちで書き込みを行ったり、加害生徒自身が悩みや問題を抱えていたりする場合があるため、事後の指導から受ける精神的な影響が大きい。そのため、個別の事例に応じて、十分な配慮のもとで指導する。

③　全校生徒への対応

以下について全校生徒に対して、日頃から情報モラル教育を行い、子どもたちが「SNS上のいじめ」の加害者にも被害者にもならないように指導を充実させる。

（ア）SNS上に誹謗中傷の書き込みを行うことはいじめであり、決して許される行為ではない。

（イ）SNS上への書き込みは、匿名で行うことができるが、書き込みを行った個人が特定され、書き込みが悪質な場合などは、犯罪となり、警察に検挙される場合もある。また、SNSへの書き込みが原因で、傷害や殺人などの重大犯罪につながる場合もある。

（ウ）SNSを含めたインターネットを利用する際にも、利用のマナーがあり、それらをしっかりと守ることにより、SNS上のリスクを回避することにつながる。

（エ）SNS上で誹謗中傷を発見した場合には、教職員や保護者に相談するよう伝える。

④　保護者への対応

必要に応じて、保護者会を開催するなどして、学校において起きた「SNS上のいじめ」の概要や学校における対応、家庭での留意点などを説明し、「SNS上のいじめ」に対する学校における対応方針を伝えるなど、学校の取組に対する保護者の理解を得る。

（ア）被害生徒の保護者への対応

迅速に連絡するとともに、家庭訪問などを行い、保護者と話し合いの機会を持ち、学校の対応について説明し、その後の対応について相談しながら進める。

（イ）加害生徒が明らかな場合、加害生徒への対応

(a)　「SNS上のいじめ」は許されない行為であることを説明する。

(b)　「SNS上のいじめ」を再発させないために、家庭でのスマートフォンやインターネットの利用の在り方についての説明を行う。

【SNS等の書き込み削除に関するフロー図】

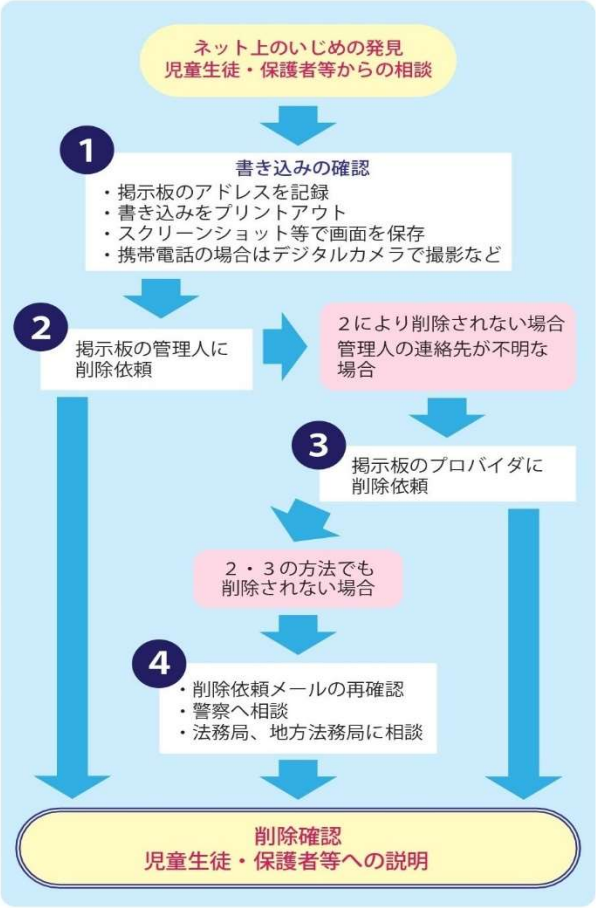

事案によっては活用します

◇ひょうごっ子「ネットいじめ情報」相談窓口
（兵庫県教育委員会）
http://hyogokko.npos.biz/

◇兵庫県警察サイバー犯罪対策課
http://www.police.pref.hyogo.jp/seikatu/syber/index.html

◇子どもの人権１１０番
（神戸地方法務局人権擁護課）
電話：0120-007-110　fax：078-392-0180